

フィンランド商標法改正のご案内

2019年2月7日



フィンランド特許登録庁（Finnish Patent and Registration Office）は、改正商標法を2019年早々に施行するとしています。主な改正点は以下のとおりです。

出願時：

- 保護可能な商標の類型について、EUTM 制度*の改正に従って「視覚的に表示されること」represented graphically との限定が除かれ、色、動き、ホログラム、匂いなどの類型の商標の要件が緩和されました。
- ニース国際分類*のクラスヘディング*については、これまで国内では広く解釈していましたが、これも EUTM 制度改正に従い、文字通りの意味に解釈されるようになります。このため、指定商品役務を明確に記載しなければなりません。

中間手続：

- 異議申立を受けた場合、異議の審査が始まる前に申立人・出願人双方が共同でクーリングオフ期間（2ヶ月）の延長申請（さらに12ヶ月）を行うことが可能になります。

登録後：

- 存続期間は10年で変わりありませんが、起算日が登録日からではなく、出願日からとなります。
- 継続して5年間不使用の登録商標に対しては、市場裁判所 Market Court に訴訟を提起していましたが、改正後はフィンランド特許登録庁に対して請求して行政処分を仰ぐことになりました。費用も廉価になるとされています。

OSLAW'S VIEW

出典 WIPO、JETRO、現地代理人情報

フィンランドは現在 28 ある EU 加盟国（地域）の一つで、EUTM 制度による保護が受けられますが、国内の商標法には 1964 年法の内容のままの部分がありました。今回の改正法は、2016 年 3 月 23 日施行の EU 商標制度とシンガポール条約*と国内法との整合性を図るためのものです。

用語説明

* ニース国際分類とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく国際的に共通の商標登録のための分類です。現行は第 11 版。

* クラスヘディングとは、ニース国際分類の「包括見出し」のことです。例 第 12 類のクラスヘディングは Class 12 – Vehicles; apparatus for locomotion by land, air or water. (第 12 類 – 乗物；陸上、空中又は水中の移動用の装置。権利範囲に直結するので、解釈をめぐって各地で係争が多発しています。

* EUTM 制度とは（旧 CTM Community Trade Mark）一つの出願で 28 の加盟国・地域がカバーできる広域制度です。イギリスの EU 離脱に伴う影響が議論されています。

* シンガポール条約とは、2006 年 3 月 27 日にシンガポールで採択された商標出願手続の国際的な制度調和と簡素化を図るための条約です。

以上